

# 日 本 の 点 字

## 第 16 号

---

### 目 次

盲人にもっと点字を .....	本間一夫	1
『日本点字表記法 1990年版』の編集方針と見直しの概要 .....		3
1. 見直しと編集の方針 .....		3
2. 点字の記号の変更と追加 .....		4
3. 分かち書きの原則の見直し .....		7
4. その他の見直しの概要 .....		16
点字が開いた社会参加への道 .....	永井昌彦	18
点字と情報機器 .....	加藤俊和	28
日本点字制定100周年記念事業概要 .....		34
第25回日本点字委員会総会報告 .....		36
編 集 後 記 .....		37

---

1990年10月

日 本 点 字 委 員 会

## 盲人にもっと点字を

日本点字委員会会長 本間 一夫

「文字のない生活」それは現代人には考えられない。活字の世界からは完全に遠ざけられ、また、墨字を全く使用できない盲人にとって、点字は読み書き自由な唯一の文字である。縦3点・横2点のこの6点方式の点字は、1825年フランスの盲目の少年ルイ・ブライユによって考案された。以後、このブライユ点字は、漸次世界各国に普及して、その国々の文字に当てはめられ、盲人文化の基礎となってきているのである。我が日本もその例外ではなかった。

東京盲啞学校の教師石川倉次の3年にわたる辛苦の結晶である「あいうえお」50音の点字は、1890（明治23）年11月1日、日本の点字として正式に認められたのである。ただし、そのときの点字は、まだ50音と濁音だけであったが、その後9年、やはり石川によって拗音記号が加えられて日本の点字は完璧なものとなった。その仕組みは、ローマ字方式にのっとった極めて合理的なものであり、以後100年、日本語の変遷に伴って仮名遣いや分かち書きには若干の変更はあったが、その基本は微動だもせず、今日の我々に引き継がれているのである。

現代でこそ盲人の情報メディアは非常に多彩になっている。録音・放送・電話などをまず挙げることができるであろう。確かにそれらは誰もが利用しやすいものなのだが、ここで考えなければならないことは、これらは皆、外部から与えられる情報を聴覚によって受け取るという、どちらかといえば盲人は受身の姿勢に立たされるものである。ところが、点字は触覚による「文字」であって、前者とは異なり、読んで受けるというだけでなく、「書く」こともできるのであって、盲人は常に能動的・主動的な立場に立つことができるのである。その意味で単なる情報の一手段にとどまらず、特に教育の世界での学習の場合など一頭地を抜く、欠かすことのできないものなのである。

私は、13歳のとき函館の盲学校に入り、人手を借りることなく読み書きできる点字

を初めて学んだときの喜びは、それまで失明後数年をむなしく過ごしていただけに、今も鮮やかに思い浮かぶのである。それから60余年、この指が点字に触れなかった日は1日もなかったと言って言い過ぎではない。そして、この喜びは私だけでなく、今、朝夕点字を用いている者の誰もが体験するところなのである。

ここで我々は今、そのままにはしておけない一つの問題にぶつかっていると思うのである。それは、点字使用の盲人の数が必ずしも増えてはいないという、非常に残念な事実である。今、日本の視覚障害者30万人のうち、1・2級の重度の者は20万人はいるであろう。しかし、その中で点字を知る者は4万人程度、約20パーセントだろうとは、かなり以前から言われている数字である。幼児期の失明者が減少しているのに対し、指先の感覚が思うに任せない中老年の失明者が激増しているという現実はあるかもしれない。しかし、これは点字を知って大きな幸せを得ている我々の、見逃してはならない、すぐにも取り組まなければならない問題だと、私は思う。

日本点字図書館は1960年、一篤志家の申し出が動機となって、中途失明者を対象とする「点字教室」を開設した。この種の事業としては草分けであったと思うが、以後ちょうど30年、1200余名に点字の手ほどきをしてきている。日点のほかにも、訪問指導員を派遣できるまでに充実した施設のあることもむろん私は知っている。しかし、全国的に見ればまだまだ十分だとは言えないであろう。

たまたま今年には日本の点字制定100周年に当たると同時に、世界すべての人間に文字を与えようとする国際識字年でもある。このような年に、盲人の間に点字を普及する機運を作り、これを実行に移すことには大きな意味があるであろう。私は思うのだが、それには規模や形にこだわらず、点字を教える場所を1か所でも多く設けてほしい。そして、点字を知らない盲人を発見したら、そこへ紹介することである。また、もしそれが不可能ならばその盲人の上に心をとめ、機会をとらえて点字の習得を勧めてほしいのである。それは地味な目立たないことではあろうが、誰にでもできることであろう。時に適当な人があれば点訳ボランティアに手伝ってもらうのも面白いと思う。こうして、点字を学び明るく生きていく盲人が一人また一人と増えていくなれば、それは我々盲人およびその関係者みんなの喜びだと思うのである。

# 『日本点字表記法 1990年版』の 編集方針と見直しの概要

『日本点字表記法 1990年版』編集委員会

## 1. 見直しと編集の方針

日本の点字は、日本の視覚障害者の共有財産であって、一部の専門家や研究者のものであってはならない。それは、100年にわたる過去の経験の蓄積を踏まえるとともに、現在における点字の意義を自覚し、将来における視覚障害者の生活と文化の向上を準備するものでなくてはならない。日本国民の一人としての視覚障害者が社会的に発言し、多くの情報を収集できるようにするためには、点字を単なる視覚障害者相互のやりとりの手段にとどめてはならない。さらに、速く読み書きできるとともに、意味を正確に理解できることが必要である。そのためには、点字の表記の検討に際して、触読に対する配慮とともに、日本語の本質に忠実であることを心がける必要がある。

点字の表記法が、これらの要件を満たすためには、①墨字との対応関係を明らかにする、②表記法としての体系化、すなわち表記法内部の矛盾をなくし、表記法の理論的根拠を明らかにする、③墨字の表記符号の多様化に対応する、の3点を踏まえる必要がある。

このような方針に従って、今回の見直し作業は続けられた。前回の1980年の『改訂日本点字表記法』では、かなり大幅な改訂が行われたが、この10年間に、点字の記号や点字の仮名遣いについては、関係者の合意が得られたため、点字出版物や点訳図書の表記がほぼ統一されてきている。また、点字常用者、点訳奉仕者、点字関係職員などから、点字表記法の表現や用例が分かりにくいとか、複合語の切れ続きの根拠が明確でないなどのご意見をいただいていた。

そこで、今回の『日本点字表記法 1990年版』の編集に当たっては、全体を通じて、日本の点字制定100周年記念にふさわしい表記法を目指して、配列順序の整理と表現

や用例の整備に重点をおいた。そのため、実質的な変更はそれほど多くはない。次に、今回の見直しの概要を述べることとする。

## 2. 点字の記号の変更と追加

記号類は変更すると混乱を引き起こすので、変更と追加は必要最小限度にとどめた。文字では、5種類の特殊音点字の追加、表記符号では、小見出し符の変更と、若干の追加に伴う名称の変更にとどめた。さらに、一般的には用いられない記号類を、付加記号に回し、それに若干の付加記号を追加した。

### (1) 特殊音点字の追加

「現代仮名遣い」の改訂の答申を終えた国語審議会は、この4年間、外来語の書き表し方について審議を重ねてきた。その中で、最近英語教育の普及や国際交流の増進などを基盤に、スポーツやファッションあるいは料理などをはじめとして、外来語が多く使われるようになってきていること、さらに、外国の地名や人名あるいは多くの国々の言葉がカタカナで書かれることが多くなっていることなどに、どう対応するかが問われていた。

国語審議会は、戦後の国語改革の一環として、1954年（昭29）には、できるだけ外来音（特殊音）を用いず、普通の国語音に置き換えて書き表すように答申していたが、今回は、これらの実態を踏まえて、原音の意識を反映した外来音を認め、それらをどのようなカタカナで書き表すかを示さざるを得なくなった。一方、外来音といっても、国語として発音されるものであることをも考慮して、1990年3月に「外来語の表記」を中間報告したのである。

「外来語の表記」では、第1表に13種、第2表に20種の外来音を示されている。これらの33種のうち、従来、特殊音点字として28種を用いていた。そこで、今回残りの5種の外来音に相当する特殊音点字を追加した。

⠠⠠⠠ (クイ)	⠠⠠⠠ (クエ)	⠠⠠⠠ (クォ)
⠠⠠⠠ (フユ)	⠠⠠⠠ (ヴユ)	

墨字の新聞・雑誌などでは、もっと多くの外来音が、小文字との組み合わせでカタカナで書き表されている。しかしながら、点字ではそれらすべてに対応する特殊音点字を用いるのではなく、国語審議会が示した範囲にとどめるべきである。そこで、追加した特殊音点字を含めたこれら33種の特殊音点字以外の外来音は、拗音などの中からできるだけ近い音の点字を探したり、小文字を普通の仮名として書き表したりするなどして、適切に対応することが必要である。なお、「外来語の表記」留意事項その1の6に例示されているその他の外来音10種については、付加記号として後に取り上げる。

## (2) 小見出し符の変更

点字の記号のうち、変更するのは小見出し符だけである。現在の小見出し符 \* ⠠⠠⠠⠠□ は、見出し語に第1カギがある場合には、閉じカギの記号 ⠠⠠ とつながって \* ⠠⠠⠠⠠⠠□ となってしまうことが問題となった。そこで、一マス目の③の点を取って、\* ⠠⠠⠠□ と変更する。その結果、第1カギと続いても問題はないし、触読上もよくなる。しかも、変更といっても、現行のものと形の上でほとんど変わりがなく、誤読も起こらないものと思われる。

## (3) 表記符号の追加とそれに関連した名称の変更

墨字の表記符号が多様化し、点訳や墨訳に際して多くの問題がある。しかしながら、これらの表記符号をすべて点字で表現するのは、触読の上からも記号形態の上からも問題がある。そこで、必要とされる表記符号のうち、重要なものだけを選び、それに相当する点字の表記符号を追加した。それに関連して、従来の表記符号の名称と区別をする必要が生じたので、「第1…」「第2…」などという形で名称の変更を行った。

ア.(2)で述べた小見出し符については、墨字の多様な表現に対応するためには、複数用意する必要が生じてきた。そこで、符号を変更した小見出し符を「第1小見出し符」\* ⠠⠠⠠□ と名称を変更し、新たに「第2小見出し符」\* ⠠⠠⠠□ を追加した。それによって、第1小見出し符と区別する必要がある場合には、第2小見出し符を用いることができるようになった。

イ.段落挿入符でくくられる内容は多様なので、これらを区別する必要が生じてきた。そこで、現行の段落挿入符を「第1段落挿入符」⠠⠠⠠□ \*\* □ ⠠⠠⠠ と名称を変更

し、新たに「第2段落挿入符」 $\text{::}::\square**\square\text{::}::$ を追加した。これによって、第1段落挿入符と区別する必要がある場合には、第2段落挿入符を用いることができるようになった。

ウ. 墨字のつなぎ符の用途や形が多様化しており、点字でもこれらを区別する必要が生じてきた。そこで、現行のつなぎ符を「第1つなぎ符」 $\text{::}$ と名称を変更し、新たに「第2つなぎ符」 $\text{::}::$ を追加した。これによって、第1つなぎ符と区別する必要がある場合には、第2つなぎ符を用いることができるようになった。

エ. 行頭に注意を喚起するために用いる星印も複数区別する必要があるが生じてきた。そこで、現行の星印を「第1星印」 $\square\square\text{::}::\square$ と名称を変更し、新たに「第2星印」 $\square\square\text{::}::\square$ と「第3星印」 $\square\square\text{::}::\square$ を追加した。これによって、第1星印と区別する必要がある場合には、第2星印や第3星印を用いることができるようになった。

なお、文中で注記する場合、墨字では\*、※ …などと、多様な形で表され、用途も複数使い分けている。点字では、これらのすべての形に対応することはできないが、複数の用途を区別する場合、墨字の符号の形にはこだわらず、異なった表し方が必要となってきた。そこで、現行の文中注記符と区別する必要がある場合には、第3星印を用いることができるようにした。

オ. 従来のカッコ類、カギ類、指示符類に加えて、今回「第1…」「第2…」という形の名称が増えてきた。これらを総括して呼ぶ場合、小見出し符類、段落挿入符類、つなぎ符類、星印類などと呼ぶこととした。そのため、現行の波線類という名称は他と異質なものとなる。これは、第1…、第2…などの区別はないので、「波線」 $\text{::}::$ と名称を変更した。名称は変更しても、用途は現行と全く同じで、墨字の形にこだわるのではなく、語句と語句の範囲を表す用途に則して用いる。

#### (4) 付加記号とその用法

第1編の第1章 点字の記号で取り扱う記号類は、基本的なものにとどめる必要がある。しかしながら、必要に応じて用いたり、特別の用途に用いたりすると便利な記号類もある。そこで、これらについては、第2編 参考資料 IV 付加記号とその用法として位置づけることとした。付加記号には次にあげるものが含まれている。

#### ア. 限定的に用いてもよい特殊音点字

国語審議会の「外来語の表記」留意事項その1の6に、外国語（外国の地名や人名を含む）をカタカナで書き表す場合、できるだけ原音に近く書き表すために、「例えば……等の仮名が含まれる」として、10種の外来音が例示されている。そこで、これらを付加記号として、限定的に用いてもよい特殊音点字に対応させた。

⠠⠠⠠ (キエ)	⠠⠠⠠ (ニエ)	⠠⠠⠠ (ヒエ)
⠠⠠⠠ (グイ)	⠠⠠⠠ (グエ)	⠠⠠⠠ (グオ)
⠠⠠⠠ (スイ)	⠠⠠⠠ (ズイ)	
⠠⠠⠠ (フヨ)	⠠⠠⠠ (ヴヨ)	

#### イ. 必要に応じて用いる付加記号

これら10種の限定的に用いてもよい特殊音点字のほかに、次に掲げるものを、必要に応じて用いる付加記号として位置づけた。

従来用いられていた点字の記号の中から、伏せ字の○⠠⠠⠠、△⠠⠠⠠、□⠠⠠⠠、×⠠⠠⠠、その他の伏せ字⠠⠠⠠、数字の伏せ字⠠⠠⠠、ならびに、発音記号符⠠⠠⠠⠠⠠⠠、第1ストレス符⠠⠠⠠、第2ストレス符⠠⠠⠠を必要に応じて用いる付加記号として位置づけた。そのうえで、新たに%（パーセント）⠠⠠⠠、&（アンドマーク）⠠⠠⠠、#（ナンバーマーク）⠠⠠⠠、\*（アスタリスク）⠠⠠⠠、を追加した。

#### ウ. 特別な用途に用いる付加記号

従来用いられていた小文字符⠠⠠⠠を墨字原本で小文字であることを示すための表記符号と限定し、行末のつなぎ\*⠠⠠⠠とともに付加記号に位置づけた。また、畳語符\*⠠⠠⠠およびそれに濁点や半濁点がついた畳語符を特別な用途に用いる付加記号として追加した。

### 3. 分かち書きの原則の見直し

『改訂日本点字表記法』が発行されてからこの10年間に、点字の記号や語の書き表



し方については、ほぼ統一されてきたといえる。分かち書きについても、自立語の前は区切り、助詞や助動詞は前を続けるという第1原則はほとんど問題がない。ところが、自立語内部の切れ続きという第2原則についてはかなり問題が残っていた。中でも、自立語内部の切れ続きの原則と動詞「する」の切れ続きの原則は、相当問題があったので、種々検討の結果見直しを行った。ここではその二つの問題点の見直しについて取り上げる。

### (1) 自立語内部の切れ続きの原則

和語・漢語・外来語などの構成要素のどこで区切るかという点については、特定の組織や施設あるいはグループなどの内部では、それなりに一貫性がとれている。しかしながら、全国的にそれらを比較してみると、かなりの幅がある。数種の点字表記辞典なども発刊されているが、自立語内部の切れ続きについては、相当異なっている。さらに、点字使用者の場合は、個人差が著しい。その理由として、日本国民が自然に感じ取っている語の構成意識を反映した自立語内部の切れ続きの原則になっていないのではないか、また、それらの原則が、単純明快で理解しやすいものになっていないのではないか、などが考えられる。そのため、それぞれがなじんだ方法に固執し、点字指導者がなんとか工夫して教えこんでも、点訳奉仕者や点字使用者は、自分で判断することが難しく、日常の点字の正確な読み書きに自信をなくしているのではなからうか。

考えてみれば、点字の記号については、1点でも異なれば、別の記号になってしまうから不統一は許されない。また、語の書き表し方（仮名遣い）については、国語審議会の見解のように、表記の標準ではなく、よりどころとして多少の弾力性が許される。それに対して、自立語内部の切れ続きについては、かなり幅があっても、決定的な支障を与えるというわけではない。

そこで、ある程度幅をもたせて、弾力的に対応してもよいのではないかとということが出来る。その上で、単純明快な規則を一つのよりどころとして示すこととする。

文章の意味を理解しながら速く読むことができるためには、意味のまとまりごとに区切ってある方がよい。例えば、「点字図書館」が一つの自立語であっても、「点字□図書館」と自立可能な意味の成分ごとに区切ってあった方が読みやすい。この場合、

「図書館」の「館」は意味のまとまりではあるが自立性がなく、副次的な意味の成分とすることができる。そこで、「図書」という自立可能な意味の成分に「館」という副次的な意味の成分を続けて、「図書館」とする方が読み取りやすい。そのため、自立可能な意味の成分は区切り、副次的な意味の成分は続けるということを原則とすることができる。

一方、日本語のリズムが4拍子であるなどと言われるように4拍で意味のまとまりを持つことが多く、例えば、「うなどん」「学割」「プロレス」などのように、略語を作るときも4拍になることが多い。その意味でどのくらいの拍数で区切るかということも考慮する必要がある。また、区切ってあるものを読みながらつないでいく方が、続いているものを、どこで区切るのかと考えながら読むよりも、速く意味を正確に読み取ることができる。

和語・漢語・外来語を通して、自立可能な意味の成分は、3拍以上である場合が圧倒的に多い。そこで、3拍以上の自立可能な意味の成分は区切り、2拍以下の副次的な意味の成分は続けることを原則とすることが妥当である。ただ、2拍以下であっても、独立性の強い意味の成分は区切った方がよい場合もある。

このような考え方を成文化したのが、第1編 第3章 第2節の6.と7.の表現である。ただ、機械的に原則を取り扱くと、微妙な意味の理解に支障をきたすおそれもあるので、「注意」に記載されている表現を十分留意して、切れ続きを判断することが重要である。

---

### 第1編 第3章 第2節

6. 複合名詞では、3拍以上の自立可能な意味の成分が、二つ以上あればその境目で区切り、2拍以下の意味の成分は、そのどちらかに続けることを原則とする。

【例】 エイヨー□マンテン（栄養満点）      キンジョ□メイワク（近所迷惑）

ジダイ□サクゴ（時代錯誤）      ケイザイ□ガクシャ（経済学者）

カイケイ□カチョー（会計課長）      ケッコン□シキジョー（結婚式場）

ウケツケ□マドグチ（受け付け窓口）      コブトリ□ジイサン

（こぶ取りじいさん）      トシヨリ□アツカイ（年寄り扱い）

ハナヨメ□スガタ (花嫁姿)      チャノミ□トモダチ (茶飲み友だち)  
 コハバ□ネサゲ (小幅値下げ)      サクラ□ナミキ (桜並木)  
 ガソリン□スタンド      アイス□クリーム      カラー□テレビ  
 イヌネコ□ビョーイン (犬猫病院)      カンコー□タクシー (観光タクシー)  
 デンキ□ノコギリ (電気鋸)      ジプシー□ムスメ (ジプシー娘)  
 マクラ□カバー (枕カバー)      オンナ□シャチョー (女社長)  
     ミズサイバイ (水栽培)      セミシグレ (蝉時雨)      カナモジ (仮名文字)  
 マツタケメシ (松茸飯)      ギンコーマン (銀行マン)  
     フカクテイ□ヨーソ (不確定要素)      テンジ□シュッパンジョ  
 (点字出版社)      ヒコーキ□ソーヂューホー (飛行機操縦法)  
 リハビリテーション□センター  
     ソフト□コンタクト□レンズ      シンタイ□ショーガイシャ□テチョー  
 (身体障害者手帳)      デラックス□システム□コンポーネント□ウリダシ□  
 キネン□パーティー (デラックスシステムコンポーネント売り出し記念パー  
 ティー)

【注意1】漢字4字以上の漢語で、自立可能な意味の成分の前か後ろに、副次的な意味の成分が一つ以上付け加えられたと思われるものは続けて書き表す。

【例】 カイスイヨクジョー (海水浴場)      ジョシダイセイ (女子大生)  
     モーガッコーチョー (盲学校長)      フレンゾクセン (不連続線)  
     ヒホケンシャショー (被保険者証)

【注意2】複合名詞の成分が動詞から転成したものでも、3拍以上の自立可能な意味の成分が二つ以上あればその境目で区切ることを原則とするが、自立性が弱いものは続けて書き表してよい。

【例】 シタテオロシ (仕立て下ろし)      アワセカガミ (合わせ鏡)  
     マホーツカイ (魔法使い)

【注意3】複合名詞の語頭の成分で、方向などを表す2拍の成分と対をなしている3拍の成分は、続けて書き表してよい。

【例】 ヒダリハンシン (左半身) ← ミギハンシン (右半身)

ミナミシャメン (南斜面) ← キタシャメン (北斜面)

【注意4】 外来語の複合名詞で、3拍以上の成分であっても区切ると意味の理解を損なうおそれのある場合は続けて書き表してもよい。

【例】 バレーボール      ホットドッグ

7. 複合名詞の成分が2拍以下であっても、独立性が強く、意味の理解を助ける場合には区切って書き表す。

【例】 ボシ□ネンキン (母子年金)      トシ□コッカ (都市国家)

ジコ□ホーククショ (事故報告書)      ネン□ハイキン (年平均)

ケン□タイイクカン (県体育館)

シカ□イシ (歯科医師)      ナイカ□イシ (内科医師)

コーツー□ジコ (交通事故)      ミンシュ□シュギ (民主主義)

トチ□セイサク (土地政策)

マス□コミュニケーション      クリスマス□イブ

バス□テイリユージョ (バス停留所)

【注意】 漢字1字ずつが、自立可能な意味の成分で、対等な関係で並んでいる場合には、意味の理解を容易にするために、適宜区切るかすべてを続けて書き表す。

【例】 トーザイ□ナンボク (東西南北)      カチョー□フーゲツ (花鳥風月)

ジン□ギ□レイ□チ□シン (仁義礼知信)

ショー□ロー□ビョー□シ (生老病死)

コー□オツ□ヘイ□テイ□ボ (甲乙丙丁戊)

イショクジュー (衣食住)      テンチジン (天地人)

ネンガツピ (年月日)      トドーフケン (都道府県)

シュンカシュートー (春夏秋冬)

なお、固有名詞の切れ続きの原則についても、自立語内部の切れ続きの原則と同様とした。関連の規定は、第1編 第3章 第3節の2.4.5.に記載されている。

## (2) 動詞「する」の切れ続きの原則

動詞「する」の切れ続きについては、従来、「する」を含む複合動詞は続けて書き表すが、その他の名詞や副詞などに動詞の「する」が続く場合には、その間を区切るという規則が実施されてきている。しかしながらその区別がそう簡単ではないところから、いろいろの悩みが語られていた。

盲学校の小学部などでも、「ぼく□おもしろい□本を□読んでいるよ」と補助動詞の「いる」を前に続けてしまうような子供が、「ぼく□今日□運動□したいんだ」などと、複合動詞の「する」の前を区切って書く場合が案外多い。教師が一生懸命教え込んでやっと定着したかなと思っても難しいケースでは判断に迷っている。なにもこれは子供に限ったことではない。点訳奉仕者や中途失明者あるいは盲学校教員なども入門期などでは半数以上が「キョーリヨク□シタイ」、「スポーツ□シマセンカ」、「ハッキリ□サセヨー」などと、複合動詞を区切って書くことが多い。ベテランの教師や点字図書館の職員などが半年も丁寧に教えれば、それでも何とか習慣が形成される。ただ、以前に「点字毎日」の読者欄で点字の表記を投書のまま取り上げていた時期があった。そこでも、多くの読者が複合動詞の「する」の前を区切っていた。さらに、ベテランの奉仕者でもこの場合はどうするかということの問題になると、いくつかの国語辞典を引いても自分で判断ができず、点字図書館の職員に尋ねたり、おそるおそる区切ってみたり、続けてみたりしている場合も少なくはない。

一方、ベテランの教師や点字図書館の職員は、何とか定着が図れないかと、説明の方法や指導のやり方を工夫して対応に努めているのが現状である。

それではどのような問題点があるのか、整理してみることにする。

ア. 複合動詞の範囲：「学校文法」や「受験文法」などと呼ばれている一般に普及している文法の定義では、名詞や副詞と「する」が結びついて一つの動詞となったものを複合動詞であるとしている。この場合、複合動詞になる前に名詞や副詞であったのか、現在でも名詞や副詞で、それに動詞の「する」が続くのかによって、この「する」は前に続くのか、前を区切るのかを区別しなければならない。そこで、複合動詞

であるかないかをどうして判断するのが問題となる。国語辞典を引いても分からないことが多い。その理由として、①その辞書の編集者によって根拠とする学説が異なるため、取り上げ方が異なっている。②「する」は動詞の3分の1を占めるほど大量に使われているので、見出し語数の少ない国語辞典では掲載されている量が少なくなる。③国語辞典の中には、「する」の項目の中に、㉑動詞、および㉒複合動詞を作るサ行変格活用の語尾などと、並列して取り上げてあるので、他の見出し語の名詞や副詞と結びつけて複合動詞と判断している場合もある、などが考えられる。結局、複合動詞の範囲はあまり明確にはできないという問題点がある。

イ. 副詞＋「する」の使い分け：「はっきりした□目鼻だち」では、複合動詞として続けるが、「返事は□はっきり□しなさい」などでは、副詞に普通の動詞「する」が続くから区切るということになるので、同じ語を文脈によって判断しなければならない。この点、副詞の場合が最も難しい。

ウ. 名詞＋「する」の使い分け：「勉強する」と「勉強を□する」とを区別することはそれほど難しくはない。しかしながら、「バレーボールしたい」や「ヨーロッパ化する」などになると名詞に「する」が続くものだから区切るのではないかと思うようになる。中でも難しいのは、連体修飾語に続く名詞のあとは、複合動詞にはなり得ないので区切らなければならないということである。「数学の□勉強□する」、「恐い□顔つき□する」、「元気な□声□して」、「かかる□失態□したのなら」などは、複合動詞として続けるのではないかと迷うこともある。特に、最近の若者のように、「すごい」を副詞的に使う人にとっては、「すごい□運動□したよ」というのは副詞がかかる複合動詞として続けたくなる人も多い。また、「服を□洗濯して□ください」と、「服の□洗濯□して□ください」を区別するのはそう楽ではない。さらに、「全力□投球□する」と、「断固□反対する」を、区別するのは難しい。

あるいは、「違法な□スト□する」と、「これを□メモする」、「額に□汗する」、「赤い□顔□する」などのような短い名詞と複合動詞を区別するのもたやすいことではない。

エ. 複合動詞と代動詞の区別：「この□本は□500円□したよ」とか「十日□したら□帰る」のように、他の動詞の意味を代行する代動詞の「する」を複合動詞に含ま

れる「する」とどのようにして区別するかはそれほど容易ではない。

オ. 増大する「する」の用途：以前は、「協力する」などのように動作を予想させるような名詞から複合動詞ができていたが、戦時中の「科学□する□心」などから始まっておよそ動作と結びつかないものまで、複合動詞を作るようになった。最近では、「主婦□する」、「タバコ□する」、「シャガール□する」なども複合動詞として意識されるようになってきた。名詞から動詞を作るとき、以前は、接尾語の「る」を付けて、「サボる」、「デモる」などと作っていたが、この頃では、「する」を用いる傾向が圧倒的となった。そこで、今後どんどん増加する複合動詞をどうとらえればよいか、点字表記の問題点となってきたのである。

このような現状と問題点を踏まえて、日点委では、数年間討議を重ねてきた結果、二つの意見を「日本の点字」第15号に掲載し、広く点字関係者の意見を問うたが、賛否相半ばする状況であった。そこで、現状を前提としてできるだけ単純化する方向で、切れ続きの判断にある程度幅を持たせることとした。

そこで、関連する事項を第1編 第3章 第2節の5.と注意1～3にまとめて記述した。5.の規定の中では、「一般に複合動詞とされているもののうち、動作などを表す名詞に『する』が続く場合は続けて書き表すことを原則とするが」と限定的に表現している。これによって、従来拡大解釈されていた「複合動詞」の範囲を、本来の姿である動作などを表す名詞に「する」が続くものだけに限定し、今後増大すると思われるこの種の動詞を無原則に続けることを予防することになる。一方、注意1で、「独立した動詞『する』の前は、名詞であっても区切って書き表す。」と表現している。そこで、複合動詞の判断が難しい場合は、「する」の前を区切ることが多くなるであろう。ただ、「動作など」の「など」の範囲を広く解釈して「する」の前を続ける人もあるであろう。その意味で、切れ続きの判断にある程度幅があることになったのである。

名詞の場合はこのように幅があるが、5の後半の「副詞に『する』が続く場合は区切って書き表す。」という規定のとおり、副詞に由来する「複合動詞」は、文脈によって判断が難しいので、今回、単純明快な規則としたのである。なお、注意2と注意3は従来のとおりである。

第1編 第3章 第2節

5. 一般に複合動詞とされているもののうち、動作などを表す名詞に「する」が続く場合は続けて書き表すことを原則とするが、副詞に「する」が続く場合は区切って書き表す。

- [例] イジスル (維持する)      ケツイサセル (決意させる)  
    ウンドーシマシタ (運動しました)      エンソーシタラ (演奏したら)  
    ダイギャクテンスレバ (大逆転すれば)      ムジュンスル (矛盾する)  
    サユースル (左右する)      ショーコースル (昇降する)  
    オタズネスル (お尋ねする)      ハヤオキセヨ (早起させよ)  
    キックスル (キックする)      キャンプスル (キャンプする)  
    シズカニ□キューソクスル (静かに休息する)  
    イミラ□ケントースル (意味を検討する)  
        スッキリ□スル (すっきりする)      ホンノリ□シタ (ほんのりした)  
    キラキラ□スル (きらきらする)      ハキハキ□シナサイ (はきはきしなさい)  
    モタモタ□スルナ (もたもたするな)      ユックリ□シテ (ゆっくりして)

【注意1】 独立した動詞「する」の前は、名詞であっても区切って書き表す。

- [例] シュフ□スル (主婦する)  
    アシタ□スル (明日する)      イクラ□スル (いくらする)  
    100<sup>ニ</sup>エン□シタヨ (100円したよ)  
    1シューカン□シタラ (1週間したら)      シバラク□スル (しばらくする)  
    ヘミングウェイ□スル (ヘミングウェイする)  
    「ダイコンデ□ダンジュロー□スル□コドモカナ」  
    (「大根で団十郎する子供かな」 [一茶])  
    「ツバクラワ□ツチデ□イエ□スル□キソジカナ」  
    (「つばくらは土で家する木曾路かな」 [猿雖])

【注意2】 連体修飾語の直後の名詞に続く動詞「する」の前は、区切って書き表す。

- [例] アソビノ□ジャマ□シナイデネ。(遊びの邪魔しないでね。)



ヘンナ□カオ□スル（変な顔する）  
キミノ□ウワサ□シテタ（君のうわさしてた）  
ミジカイ□リョコー□スル（短い旅行する）  
ハードナ□レンシュー□スル（ハードな練習する）  
スーガクノ□ベンキョー□シタイ（数学の勉強したい）

【注意3】内部にマスあけを含む複合名詞に続く「する」の前は、区切って書き表す。

【例】 シャカイ□セイカツ□スル（社会生活する）  
デンワ□レンラク□スル（電話連絡する）  
ホーシ□カツドー□スル（奉仕活動する）  
イッシン□イツタイ□スル（一進一退する）  
シッタ□ゲキレイ□スル（叱咤激励する）  
オシアイ□ヘシアイ□スル（押し合いへし合いする）  
スポーツ□マッサージ□スル（スポーツマッサージする）  
ビタミン□チューシャ□スル（ビタミン注射する）  
ガソリン□ホキュー□スル（ガソリン補給する）  
イチジ□テイシ□スル（一時停止する）  
チョクセツ□センキョ□スル（直接選挙する）

---

#### 4. その他の見直しの概要

点字の記号や付加記号および分かち書きの原則以外の見直しを要約すると次のようなものである。

##### (1) 語の書き表し方の見直し

ア. 基本的な仮名遣いでは、国語審議会の「現代仮名遣い」の改定（1986年）に基づいて、配列順序や規則の表現あるいは用例を見直したが、実質的な変更はない。

イ. 外来語や外国語（地名・人名を含む）を仮名で書き表すときの規則や用例を、

国語審議会の「外来語の表記」に基づいて変更した。従来より原音に近く表現され、特殊音点字も多く使われるようになると思われる。

ウ. 本来ひと続きに書くべき1語中に、仮名文字と数字やアルファベットが混在しても、続けて書き表すこととした。そのため、アルファベットの後ろに仮名文字が続く場合は、第1つなぎ符をはさむこととした。なお、助詞や助動詞は1語中とはみなさないなので、従来のとおり一マスあける。

## (2) 文の構成と表記符号の用法の見直し

ア. 表記符号の追加に伴って、従来を表記符号と合わせて、それらの規則や用例の検討を行った。

イ. 表記符号間の優先順位を明確にし、読点や囲みの符号などが他の符号との接続で、別の符号とならないための配慮などを新たに取り上げた。

ウ. 行移しに関する規則や表現を分かりやすくした。

# 点字が開いた社会参加への道

## — 日本点字制定と視覚障害者の生活 —

日本点字委員会委員 永井 昌彦

### 1 はじめに

今年日本の点字が制定されてから100年になるということで、各地でさまざまな記念行事が進められている。

日本の点字がどのようにして作られ、発展してきたかを簡単に振り返ってみると、凸字教科書による教育の困難性を痛感した、東京盲啞学校教官・小西信八が、生徒が自由に読み書きすることのできる文字を求めてルイ・ブライユの考案した点字について研究し、1887年に一生徒に教えたのがその発端である。しかしそれはアルファベットを用いたローマ字式であったので、小西は同年末に、我が国の仮名に適した点字の改良について同校の職員・生徒に依頼した。いろいろな試みがなされたが、1890年頃になるとそれが三つの案に絞られていった。その3案について点字選定会で検討を重ねた結果、1890年11月1日に開かれた第4回選定会で、点の配列が現行とほぼ同様の石川倉次の案の採用が議決されたのである。

その際、「こののちこれよりも都合の良いものができたならば、その時には速やかにこれを用いるはもちろんのこととした。」（石川倉次「日本訓盲点字の起源」）という話し合いもあったが、そのようなことは起こらず、1899年には石川案の拗音点字が採用され、1901年には官報で石川案が「日本訓盲点字」として公示された。その後特殊音点字や符号の追加、仮名遣い・分かち書きの整備など、国語表記を担う文字として点字表記法は次第に整えられて今日に至っている。

また点字を書きあるいは印刷する器具・機械も最初はアメリカなどからの輸入に頼っていたが、やがて我が国で製作・販売されるようになり、最近は特にコンピュータを導入した機器の開発によって大量の印刷も容易になってきた。

このようにして作られ、発展してきた点字が、我が国の視覚障害者の生活にどのよ

うな影響をもたらしたかを概観してみよう。

## 2 視覚障害者の生活と点字のかかわり

### 1. 視覚障害児（者）の教育と点字

1890年に制定された日本の点字は東京盲啞学校に続いて翌年には京都市立盲啞院で採用され、これまでの凸字による非能率な学習効果を飛躍的に向上させた。ここではまず教科書作成の問題に触れ、ついで教育制度上の発展についてみていくこととする。

#### (1) 点字教科書の作成

当初は点字教科書を印刷する手段が確立されていないために、生徒が手書きによってそれぞれ作成する方法に頼らざるを得なかった。点字印刷による教科書の作成は、外国の点字製版・印刷機の輸入により実現した。まず東京盲啞学校が1893年に米国から購入し、ついで京都市立盲啞院が1903年に同じく米国から購入した。そしてそれぞれ国定教科書の点字訳を開始し、点字教科書の印刷に着手した。これらの教科書は他の盲学校へも部分的に供給された。

この時代の点字教科書の出版状況については、盲学校関係では、東京・京都・大阪の各盲学校内に組織された同窓会出版部等によって、中等部の普通科目や専門科目の点字教科書が出版・供給されていた。一方民間の点字教科書の出版事業は、失明軍人山岡熊次によって組織された日本盲人協会から、文部省著作の小学校用教科書、国語読本・地理等が点訳され、1911年頃から出版されている。このほか伊達点字印刷所などからも出版されているが、点字大阪毎日の点字教科書出版事業は、戦前戦後を通じて中心的な存在であった。

現在は小・中・高校用の検定教科書を原本とした文部省著作教科書、同じく検定教科書を原本として民間の点字出版所から点訳出版される点字教科書、および検定本もない職業教育に関する専門科目の図書を点訳した点字教科書が、種類は少ないながら出版され、児童・生徒にはすべて無償配布の形で供給されている。

#### (2) 教育制度上の発展

点字教科書の供給を中心とする教育諸条件の整備の進む中で、教職員や父母などの

運動ともあいまって、視覚障害児（者）の教育は制度的に次第に充実・発展してきた。ここではそれらのうち3点について述べることにする。

a. 1923年8月、「盲学校及聾啞学校令」が公布された。この法令によって北海道および各府県は、その負担において盲学校と聾啞学校を分離設置することが義務づけられた。またこれまで修業年限や教育の内容・程度などがまちまちであった盲学校の普通科と技芸科は、一般の小学校と中等学校に準じて初等部6年と中等部4年（普通科・音楽科・技芸科〔鍼按科〕）とされた。

b. 1947年3月公布の「学校教育法」は憲法・教育基本法にうたわれた国民の教育を受ける権利、教育の機会均等の理念にたつて、幼稚園から大学に至るすべての学校制度を定めた。その中で障害児もすべての児童と等しく9年間の国民共通の普通教育が義務教育として保障され、盲学校・聾学校・養護学校の設置が都道府県に義務づけられ、これらの学校の小学部・中学部・高等部は、一般の小・中・高等学校と同じく6・3・3制を採ることになった。ところが政府は障害児の義務制については1947年4月からの実施を延期してしまった。そこで盲学校・聾学校の教職員が父母・生徒をも動員して猛烈な運動を展開し、1948年4月から学年進行で盲・聾の義務制実施に踏み切らせた。すでに点字を中心にして教育の実績をあげていたことがその実現を支えたものと考えられる。

c. 戦後の学制改革の中で盲人も大学を受験することができるということが1948年の秋に文部省から発表され、1949年に同志社大学が初めて大学の点字受験を認めた。その後私立大学を中心に点字使用者に対する門戸開放が進み、国公立大学でも点字受験が実施されるようになってきた。入試方法も次第に整備され、「共通一次学力試験」に続いていわゆる新テスト、「大学入試センター試験」も実施された。また今年8月、大学入試対策として「全国高等学校長協会入試点訳事業部」の準備委員会が設けられ、来年度の入試から事業を開始することになっている。視覚障害受験生も年々増加し、今年度は63名中点字使用者43名、墨字使用者19名、拡大文字使用者1名となっている。

また大学における学習条件も次第に整えられつつある。すなわちボランティアを中心とする点訳サークルなどの存在する大学が多くなり、大学当局も入試方法に対する配慮のほか、語学テキストなどの点訳を大学側の責任で実施するなど、積極的な対応

がみられるようになってきた。

## 2. 中途失明者のリハビリテーションと点字

中途失明者に対する社会適応訓練は1966年に日本ライトハウスの職業・生活訓練センターで開始されたが、その後京都ライトハウスなどの民間社会福祉施設ばかりでなく、東京都失明者更生館など地方自治体により設置された施設、国立身体障害者リハビリテーションセンターなど、1984年現在17の施設において社会適応訓練が実施されている。

その社会適応訓練科目中コミュニケーション訓練の一つとして点字訓練が行われている。そして社会生活を営む上で活用されているほか、進学、職業訓練、原職復帰などにおいても点字が重要な役割を果たしている。

## 3. 職業と点字

何かの職業に従事するために文字の必要なことは言うまでもない。多くの視覚障害者が従事している理療業についても、点字がなければその継続は不可能であろう。最近徐々に広がりつつあるその他の職域についてもこのことは同様である。とりわけ何かの仕事につくために必要な資格試験や採用試験は、その多くの部分が点字による筆記試験として実施されている。今その概況を見てみよう。

〈あん摩師・はり師・きゅう師の免許試験〉 1947年12月に制定された「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律」では、すべて認定学校あるいは養成施設卒業の上、試験により免許することになった。試験には筆記試験と実技試験があり、筆記試験については点字使用者は点字で受験することになっている。

〈司法試験〉 視覚障害者に点字受験の門戸が開かれたのは1973年である。試験は筆記試験と口述試験とにわかれており、さらに筆記試験は短答式試験と論文試験とにわかれている。短答式試験は憲法・民法・刑法の3科目から75問出題される択一試験である。この試験問題を点字に直すとほぼ110枚になるという。解答時間は、点字使用者は晴眼者の1.5倍の4時間30分である。論文試験の科目は7科目で、各科目の解答時間は一般の1科目2時間が点字使用者には2時間40分（1.33倍）となっている。

この論文試験には司法試験管理委員会から貸与される点字司法試験用法文集（六法全書）53巻を持ち込むことができる。これは一般晴眼者が六法全書を管理委員会から貸与されるのに対応して採られた措置である。

〈理学療法士・作業療法士試験〉 点字による受験は最近はほとんど行われていないが、一応次のような対応策が用意されている。試験の問題文は大別して専門的な知識を文字によって出題し、文字解答をする一般問題と、イラストや写真などを用いて出題する実地問題とに分かれている。一般問題は1問平均1分30秒の解答時間であるが、点字使用者に対してはこれを2分に延長する。また実地問題については口述試験や実技試験に置き換えて出題することになっている。

〈情報処理技術者認定試験〉 視覚障害者のために特別な対応が講じられているのは1種情報処理技術者認定試験と2種情報処理技術者認定試験である。2種は1981年度から実施されており、1種は1984年度から実施されているはずである。2種情報処理技術者認定試験において視覚障害者に対して講じられている対応は次のとおりである。一般晴眼者の解答時間は午前午後とも150分のところを、点字使用者は午前中は30分（1.2倍）、午後は50分（1.33倍）延長になっている。午前中の試験は情報処理に関する一般知識を問う問題で択一試験である。午後はプログラム作成に関する技術試験である。

〈実用英語技能検定試験〉 視覚障害者に対する点字試験が実施されるようになったのは1978年度からである。2～4級は特に職業とのかかわりはないと思われるが、1級のテストに合格していることは就職上意味があると考えられる。1級のテストは1次試験（筆記）と2次試験（面接とヒアリングテスト）に分かれ、点字使用者に対しては英文の問題カードを読む時間について1.5倍の時間延長が認められている。点字タイプライターの使用は認められていない。

〈公務員採用試験〉 日本盲人福祉研究会の調査（「視覚障害者の地方公務員採用選考についての調査」1987年3月）によれば、一般職公務員採用試験において点字試験を実施しているのは東京都（福祉指導Cのみ）・神奈川県・和歌山県の3都県のみで、いずれも1.2～1.5倍の時間延長で実施している。また身体障害者に対する特別枠採用試験における点字受験の実施状況については、埼玉・神奈川・長野・大阪府・横

浜市等で、職種は点字・カナタイプ指導員、電話交換手、更生相談専門員等である。いずれも時間延長で対応している。

＜教員採用試験＞ 点字毎日第3499号（1990.7.22）によれば、1991年度の公立学校教員採用試験の視覚障害者の受験状況は次のとおりである。点字受験は東京都5名（中学英語1、高校社会2、同英語2）、神奈川県1名（高校社会）、大阪府7名（中学社会3、同英語1、同音楽1、高校英語1、同音楽1）、福岡県1名（高校社会）となっており、ほかに大阪府で高校数学1名が拡大文字による受験をしている。

以上の資格試験や採用試験の状況からみても、就職や職業に従事する上での点字の重要性はあきらかである。

#### 4. 参政権の行使と点字

まず述べなければならないのは点字投票の問題である。1890年の帝国議会開設以来の厳しい制限選挙法に対して、普通選挙の実現を求めるいわゆる普選運動の高まりの中で、点字投票の有効を求める盲人団体の運動が効を奏し、普通選挙の実現とともに点字投票の有効を勝ち取ったのである。すなわち1925年5月5日の衆議院議員選挙法ならびに1926年1月30日勅令第3号、衆議院議員選挙法施行令において点字投票が認められたのである。そして1928年の衆院選で実際に点字投票が行われ（5428票）、その後1945年の衆議院議員選挙法の改正によって婦人参政権が認められたこととあいまって、点字投票は着実に伸びてきているのである。

二つ目は1969年に点字署名が有効と認められたことである。1968年の4月頃、大阪府で府条例の制定をめぐる直接請求の署名運動が行われた際に、盲人が点字で署名して選管に提出したところ、府選管から「筆跡鑑定困難なので自署と認めがたい」という理由で却下されたことに端を発し、京都でも京都府盲人協会、京都府高教組京盲分会など9団体が「点字による直接請求署名を有効とさせるための実行委員会」を結成して運動を進めた結果、1969年4月11日に地方自治法の改正に伴う施行令第92条第1項により点字署名を有効と認める旨閣議決定され、5月1日を期して正式に施行されたのである。これによって地域住民として地方行政に対して完全に点字で意思表示ができるようになったのである。



## 5. 社会生活と点字

五つの分野についてその概要をみることにする。

### (1) 情報の入手と点字

情報の供給源としてはラジオ、テレビのほか録音テープなど音声によるものがあるが、点字による情報提供には次の三つを数えることができる。

a. まず点字図書の出版による情報供給であるが、1984年現在、日本盲人社会福祉施設協議会の点字出版部会に加盟している20の点字出版社のほか、それ以外の団体等でも点字出版が行われている。主として点字図書の発行をしているが、1975年以降年間百数十タイトルを維持して安定しつつあるという。しかし一般の出版界が年間3万タイトルの新刊図書を発行しているのと比べると大きな違いがある。

これは点字図書の需要は種類は変わらないとしても数量的には少ないことによるのである。その理由は、点字人口は視覚障害者総数の20パーセント程度と推定されること、また点字書は比較的高価であると同時にかさばるので置き場所の問題もあって、一般に購入を控えるようになり、情報源の多くを点字図書館の提供する点字書やテープ図書に依存することにもよるのである。したがって点字図書の発行は数10部から100～300部程度の小部数の需要しか見込めないという事情もある。そこで厚生省委託事業としての出版が大きな意義を持つこととなり、また民間企業等の援助に期待することにもなるが、その中で辞書類等、大部の図書の発行も行われている。

b. 点字の新聞・雑誌による情報供給のうち、新聞についてはかつては日刊新聞が発行されたこともあったが、現在では、1922年に創刊された「点字毎日」が週刊で発行されている。主として盲人関係ニュース等独自取材の記事によるものである。

点字雑誌は月刊・隔月刊等数多く発行されている。独自編集のものもあるが、墨字の週刊誌や月刊誌からの抜粋記事によるものが多い。総合雑誌、理療関係専門誌、視覚障害者問題に関する記事や評論を主とするもののほか、家庭生活関係・宗教関係・株式・俳句・将棋などさまざまである。

c. 点字図書館による情報供給については、全国で80館を越える点字図書館がサービスをしているが、その蔵書は点字だけではなく、録音図書・大活字書・触る絵本な

どもわたっている。点字図書館はその所蔵する資料をほとんど自らの手で製作しなければならないという宿命を背負わされており、その資料は公共図書館に比すべくもないが、近時図書館の間の相互協力が進められ、僅少な資料を有効に活用できる体制が作られつつある。その一つとして国立国会図書館が1981年の国際障害者年を機に、全国の点字図書館・公共図書館の所蔵している点字図書・録音図書の総合目録の作成に取り組んでいる。

なお点字図書館ではそれぞれの蔵書目録や新入図書に関するニュースなどを点字で発行して利用者の便宜を図っている。また最近は個人の希望に応えるためのプライベート点訳や録音のサービスも行われるようになり、また「てんやく広場」（パソコン点訳による）などの事業も開始されて、次第に利用者へのサービスが向上してきている。

なお以上三つの情報供給源のほかに、各自治体から発行される広報の点字版の配布なども見られる。

## (2) 物理的環境の整備と点字

運輸省の「身体障害者のための公共交通機関利用対策の現状」（1982）を見ると、1975年から1981年までの7年間の推移が示されている。配慮事項中、視覚障害者に関係のあるのは、①自動券売機への点字テープ貼付、②点字運賃表の設置、③点字時刻表の設置、④誘導・警告ブロックの設置、⑤盲導鈴の設置、⑥点字案内板の設置、⑦転落防止策の7項目にわたっており、これらを設置している駅数の7年間の増加率は4倍から10倍にもなっている。特に普及している項目は①と④である。

次に建設省の「身体障害者の利用を考慮した建築設計標準」（1981）の中で、公共建築物・住宅等の整備につき、視覚障害者のための配慮事項として挙げられているのは、建物の案内を示す触地図（壁に取りつけるもの）、案内板（凸地図と点字による説明）、携帯用の触地図、壁沿いの手すりに室名を点字で示すこと、また分岐点では行く先が点字で示されること、階段の手すりには上り下りや階数が点字で指示されることなどである。

エレベーターに関する配慮事項としては、①乗り場ボタンに表示点字を貼り、またその階の点字表示もしておくこと、②カゴ内では操作盤に、行く先、戸閉、戸開、イ

ンターホーン呼びの各操作ボタンに近接してそれぞれ点字表示を付けることなどが記されている。

### (3)通信と点字

点字郵便物は1917年から第3種郵便物として認可されてきたが、1961年からは盲人用郵便物として無料になった。

点字の宛名書きについては視覚障害者の運動によって、1983年6月に近畿郵政局郵務部長名で管内175の普通集配局に、点字の宛名を解読し配達するよう文書通達が出された。その他九州・北陸・北海道の各郵政局でも点字宛名書きの取り扱いを実施している。なお1984年12月に郵政省から、「各管内で条件が整い次第点字宛名郵便物を認めるよう」通達が出されている。

なお公共的な機関の点字電話帳の配布がなされているところもある。

### (4)家庭生活と点字

行政からの通知文書について封筒に発送課名を点字表示するところは新潟市など数か所にみられるが、大阪府の松原市では、市から発送する通知文書の封筒に市役所名を点字表記するとともに、通知内容を点字で同封する制度をスタートさせている。

また郵政省では1986年4月から点字による貯金内容の通知サービスを行っている。また全視協婦人部の調査によれば、回答のあった全国の都市・地方銀行のほぼ半数近くが預金通帳の点字サービスを実施しているという。また関西電力では盲人家庭への検針のお知らせと領収証を点字で発行している。

その他パッケージ商品に点字表記をしているところ、ガス器具に点字表示をしているところ、点字メニューを置いているレストランなどがみられる。

また火災や地震に対する注意、ガスの安全な使用法などに関する点字パンフレット、ラジオ・テレビの点字の番組表などが配布されている。

カセットテープあるいはそのケースに録音内容を点字で書いて貼りつけることなどは一般に行われている。日記や家計簿に点字が用いられることは言うまでもない。

### (5)視覚障害者団体の活動と点字

各地の盲人協会等視覚障害者団体の活動に当たって、会報や会議の資料、会員名簿などが点字で作成され配布されていることは周知のとおりである。

### 3 日本点字制定100周年の意義と今後の課題

以上、視覚障害者の生活と点字のかかわりについてみてきたが、まだまだ大切な面を見落としているような気がしてならない。それにしても生活のほとんどすべての面において点字のかかわりがなんと深いことであろう。しかももし点字がなかったら実現しなかったであろうと思われる事柄が決して少なくないのである。このことは一体どういう意味を持っているのであろうか。

人間の言語行動には音声言語行動と文字言語行動とがあると言われている。音声はその伝達される範囲に限りがあるのに対し、文字によって書かれたものは、それを移動することによって、音声の伝わる範囲を越える伝達が可能である。また音声は消えてしまうものであるのに対して、文字によって書かれたものは幾度も繰り返し読むことができ、忘却の危険を避けることができる。正確さを必要とする事柄や、あとになって問題とされるような事柄を文字によって書き留めることができる、というのである。文字の意義をこのように押さえた上で、もう一度、この100年間における視覚障害者の生活の移り変わりを考えてみると、それは自由に読み書きすることのできる文字を手にした視覚障害者の社会参加の前進の歴史であったとみることができるであろう。それはまさに「点字が開いた社会参加への道」だったのである。ここに「日本点字制定100周年の意義」を見出すことができるであろう。

ただその道はまだ半ばでしかない。点字によって多くのことが実現した反面、残された問題もまた少なくないのである。したがって今後の課題は、点字を中心にパソコンなどのニューメディアも取り入れながら、視覚障害者が主権者として、「完全参加と平等」の実現をめざしてこの道をさらに前進することにあると言えるであろう。

その際見落としてならないのは、点字使用者が、点字を必要とすると考えられる視覚障害者の2、30パーセントに過ぎないと推定されるという事実である。中高年失明者に対する点字の学習指導法の研究と学習指導体制の整備によって、点字を必要とするすべての視覚障害者に点字習得の機会が保障されなければならないのである。今年が国際識字年であることからしても、一層その感が深い。

# 点字と情報機器

日本点字委員会事務局員 加藤 俊和

## 1. コンピュータにも適しているブライユの点字

1825年に考案されたルイ・ブライユの点字を基本として、石川倉次が1890年に日本の点字を翻案してから100年、仮名遣い等の変遷はあったものの、日本の視覚障害者は一つの点字体系の下での情報文化にしっかりと支えられてきた。

ルイ・ブライユの点字は世界各国の点字の基本となっているが、どの国でもブライユ点字がスムーズに受け入れられたのかということそうではない。ブライユの母国フランスですら、公式に認められたのは彼の没後の1854年であった。特にアメリカでは、縦が2点で横はフリーサイズとし、使用頻度の高い文字は点の数とスペースを少なくして構成された、ニューヨーク・ポイントという点字体系が1869年に考案され、ブライユ点字との間に大きい対立が起こった。40年もの間、アメリカのみならずイギリスをも揺るがしたこの“点字戦争”の決着をつけたのは、1892年に開発された点字タイプライタであった。1回の操作で一マス分の点字を何点でも同時に、そして一マスを同じピッチで書くことができる使いやすい点字タイプライタの出現によって、ルイ・ブライユの点字の優秀さが認められ、この体系が技術の発達を先取りしていたことを実証したのであった。

これは、単なる先見性というよりも、触読性を十分に追求したことによる合理性と考えられ、現在のコンピュータの基本とも共通している。すなわち、点の有り無しの組み合わせで一マスを構成しているブライユ点字は、現在のコンピュータで使用されている「1」「0」の組み合わせ方とぴったり一致しており、かつ一マスの6点は8ビットの中で扱いやすいため、多くの技術者の共鳴を呼んできたことにも現れている。

## 2. コンピュータの発達と視覚障害者の情報環境

電子機器の発達とコンピュータの進展により、視覚障害者の情報の世界は大きく広がろうとしている。とりわけ困難と見られていた漢字仮名交じりの日本語についても、

小型・安価なパソコンで処理できるようになってきたことは、晴眼者と視覚障害者の情報の格差を、まだ桁違いではあるが急速に縮めるという効果をもたらしつつある。

ただ、コンピュータが発達してきたとはいっても、視覚障害者が点字で情報を受け取ろうとすると、これまでは自動製版機で製版した原版によって点字印刷したり、点字プリンタで紙に打ち出すしかなく、一方では、合成音声機器の急速な進歩もあって、点字が敬遠されていたきらいがある。しかしながら、視覚障害者がコンピュータを扱う場合を考えると、操作するときには数の少ない点字キーによるのが最も確実に便利である。合成音声を使用した機器であっても、入力には点字キー、もしくは一般のキーボードの中のいくつかを点字キーに見立てたキーにより、点字パターンで操作をするものが多い。これは、やはりユーザーを意識しているからであろう。

点字で情報を受け取る方法も、ようやく今年になって発売された触読ペンディスプレイを使用することによって、即座に1行ずつ情報を読むことができるようになってきた。この装置は、非常にかさばって検索もしづらい点字プリントの欠点を補い、コンピュータデータに適した表示端末機として脚光をあびている。ただ、このペンディスプレイ装置だけでも50～120万円もするので、適切な助成措置等の必要性がある。しかし、本来、点字で読むべき資料を点字で読めるようにすることは、視覚障害者の情報を受ける権利を実際に保障することでもある。触読者数は漸減傾向といわれるものの、点字触読への質的要求はむしろ高まってきており、さらに使いやすい触読のためのシステムの開発・実用化が望まれているところである。

### 3. 墨字の文字データの入手

最近では、墨字の文字資料（漢字仮名交じり文）は、何らかのコンピュータデータになっている場合がかなり多い。しかしながら、ワープロやコンピュータ写植機の種類によってはデータが技術的に利用できないこと、著作権によるデータ利用の制限など、さまざまな要因があり、視覚障害者用のためとはいえ、無条件でデータを利用できるわけではない。少なくとも、各権利者の使用許可を得ること、そしてデータを勝手にコピーできないように防止する措置や適正な料金を支払うなど、著作者および

出版社などと協議して対応していくことが必要である。

一方、印刷された文字を直接読み取ってコンピュータデータにすることもよく行われている。これは、コピー機のような機械の上に本や資料を置き、文字を光で読み取る装置で、特に英語などアルファベットの場合はかなり高い精度で読み取ることができ、広い分野で利用されてきている。なお、日本語については、“夢の読書機”として開発が進んではいるものの、仮名点字への自動点訳と同じく、異なった読み方をしても使用者がある程度判断して類推できる場合に、当面は限られるであろう。

#### 4. 漢点字および6点漢字の出現と自動変換

日本語を正確に理解するためには漢字の情報が不可欠であるが、6点の組み合わせは63しかなく、石川倉次が仮名文字論者であったことも加わって、漢字を点字で表す試みは長い間なかった。しかし漢字情報を直接読み書きする必要性を痛感した川上泰一氏は、ブライユ点字を基に部首を中心に組み合わせ、一つの漢字の始まりと終わりを6点の上に加えた8点点字体系として、1969年に発表した。これは「漢点字」と呼ばれ、平均二マスの点字によって漢字1字が表されている。1972年には、自動代筆に取り組んでいた長谷川貞夫氏が、漢字の音と訓を中心に6点および前置点を組み合わせた6点点字体系を発表した。これは「6点漢字」と呼ばれ、平均3マスの点字によって漢字1字が表されている。

このような、漢字を表現する点字を使用すると、墨字の漢字仮名交じり文がそのまま点字として表現できるので、墨字データをそのまま利用できるという大きいメリットがある。また、視覚障害者が漢字仮名交じり文を直接書くこともできる。ただ現在のところ、漢字の点字を十分に理解している視覚障害者は、両方式を合わせても2千人程度と推測され、教育等の問題もあって、多くの視覚障害者が読める状態にまでは至っていない。

この漢字の点字を含んだシステムは、これまでに数種類が開発されているが、現時点では墨字を直接読むシステムとしてよりも、墨字を書くためのワープロとして使用されているものが多い。

## 5. 仮名点字への自動点訳技術の進展と限界

墨字の漢字仮名交じり文のデータから仮名の点字へ変換することは、現在のところまだ完全にはできない。それは、同じ漢字でも読み方がいくつかあること、そして切れ目のない日本語から点字の分かち書きを完全に行うことは、かなり困難であるからである。しかし不完全でも、異なった点訳となった部分を使用者がある程度判断して原文を類推できる場合には、自動点訳のメリットの方がはるかに大きい。

昨年、この自動変換がパソコンで行えるソフトウェアが開発され、利用者は着実に増加している。このようなソフトウェアは、その中に持っている辞書の内容を増やせば増やすほどより完全な仮名点字に近づくが、それだけ経費もかさみ、現時点では実用的でなくなる。しかしコンピュータはますます容量が大きくなり処理速度も速くなっていくので、将来、ほとんどの文章をこなせるソフトが出現することは間違いないであろう。

## 6. 英語の自動点訳の現状

英語の墨字データから音声や点字データへ変換する装置としては、墨字の英語を光で読み取り、変換して合成音声で出力する装置が、10数年前から開発・販売されている。現在では、読み取り、英語の規則的変換技術、そしてイントネーションの表現まで実現した技術の進歩により、英語のプリントを置くだけで非常に流暢な英語を合成音声で読むようにまでなっている。このデータは点字データとして利用できる。

英語は日本語と違って、単語分かち書きが完全になされており、アルファベットの読み取りも比較的容易なため、ほぼ完全に近い自動点訳・音訳が実現できたと言えよう。なお、フルスペルだけでなく、略字・縮字を使用するグレードⅡまでの自動点訳が実現している。

そのほか、フランス語については、小型の読書機が製品化されており、自動点訳もほぼ完成していると言える。ドイツ語については、長い複合語の扱いが日本語に似てやや困難なためまだ完全ではないが、自動化は実用レベルに達している。その他の外国語の自動変換は、ローマ字アルファベット系言語の実用化が技術的に可能性が高く、その他の言語は困難なものが多いと考えられる。



## 7. 点字入力・点字出力システムの普及

日本語においてはまだ完全な自動点訳はできないので、現在でも点訳ボランティアや製版士による点訳が不可欠である。しかしその中でも、コンピュータを有効に利用できる部分があり、1979年には点字出版事業での応用が開始されている。その当時はまだパソコンがなく、日本点字用の点字プリンタも開発されていなかったが、電動製版機の改造による点字出力が最も実現しやすかったからでもある。その後、欧米で用いられている点字よりややマス間の狭い日本の点字用の点字プリンタが開発された。1986年頃からは、点訳ボランティアによるパソコン入力が普及しはじめ、入力したデータの利用が急速に進んできた。

点字用紙や亜鉛板などに直接点字を打ち込むと、修正や挿入は容易なことではない。そのため、専用点字キーボードにより点字パターンを入力し、電子データの形で修正を行ってから点字プリンタや自動製版機で打ち出すと、扱いが非常に容易になり、かつ複製や改訂版製作もできる。現在では、全国的な点字情報ネットワークが構築されており、各地の点訳ボランティアが製作したデータを集めて、どの地域でも点字プリントして提供する体制が整いつつある。

点字パターンの直接入力は、点字数学記号や理科記号、音楽記号を使用する場合にも問題なく適合できる。しかも完全な点字図書として製作する場合は、墨字データから仮名点字データに自動変換した後でも、校正や修正にベテランの点訳技術者の作業が必要で、自動変換ソフト使用が必ずしも能率がよいとは言えず、この点字パターン直接入力方式の実用性は非常に高いと言えよう。

## 8. 視覚障害者のための点字入出力機器

視覚障害者にとって、墨字の手紙やレポートなどを自分の手で書くことは大きい夢の一つであった。このような墨字を書くことができる実用的なシステムは、1983年頃に漢点字を使って入力できる装置が登場し、6点漢字のワープロ、仮名漢字変換機能の付いたシステムなどの順に開発が進んできた。特に、音声出力機器の発達は比較的安価な出力確認を可能にしたため、現在では、ワープロ専用システムが1千台以上用いられてきている。

音声確認は、内部辞書の高密度化と充実により一段と聞き取りやすくなり、分からない漢字でも「詳細読み」により確認できたり、国語辞典を組み込んだものも製品化されてきた。そして、MS-DOSなどの基本プログラムそのものに音声や点字出力、拡大表示をサポートして、その上で動作する標準的なプログラムであれば、データや操作内容を音声で確認したり、点字出力や拡大表示できるようにしたシステムも開発されており、職場などでの一般のデータとの互換性の点で重要視されている。

## 9. これからの点字情報機器

これまで視覚障害者は、“与えられた”情報の中で生活してきた。しかし今後は健全者と同じく、一般の膨大な情報の中から視覚障害者自身も情報を選んでいく環境になっていかなければならない。毎年数万点出版される図書をはじめ、各社の新聞記事やさまざまなデータバンクの情報の中から、すばやく自分に必要な情報を選んで利用することはもはや現実のものとなってきている。

一般のコンピュータ技術の発達は、視覚障害者の情報環境をさらに大きく変えていくことであろう。例えば、パソコンがラップトップからノート型、そして手のひら型と小さくなっていくのに合わせて、点字ディスプレイや音声出力、点字キーも含めて、持ち運びしやすくなっていかねばならないし、視覚障害者にとっていちばん問題となっているグラフィック（図形）情報をどのようにして理解するのか、触覚心理学的研究も含めて、利用しやすい機器の開発が必要であろう。

さて、ブライユ点字の最大の特徴は、速く確実に読むことができるのと同時に、視覚障害者が自分で確認しながら書くことができる文字を持ったところにあった。中途失明者の比率が増加し、また、録音・音声技術の進歩によって“点字離れ”が進んでいるのも事実であるが、点字を扱える情報機器が普及し始め、自動点訳も実現しつつある今日、再び点字が見直されようとしている。

今年は国際識字年のスタートの年である。日本においては、国際識字年への関心は必ずしも高くはないが、視覚障害者にとって重要な文字である点字を使いこなせる機器の実現は、まさに「識字」の問題でもある。今年は日本の点字が制定されて100周年、ちょうどその年に識字年を迎えることは、その意味でも象徴的であると言えよう。

## 日本点字制定 100 周年記念事業概要

1890年11月1日、当時の官立東京盲啞学校（現、筑波大学附属盲学校）の点字選定会において、ブライユの点字を日本語に翻案した石川倉次の案が採用されて、今年が100周年に当たる。日本の点字100年の歩みは、視覚障害者の教育・福祉・文化の発展の歩みでもあった。石川倉次をはじめとする東京盲啞学校の教員ならびに生徒の点字の翻案にかけた情熱をしのびつつ、以後1世紀にわたる点字と視覚障害者の教育・福祉・文化の歩みをふりかえり、この世界の一層の充実・発展に寄与すべく、日本の点字制定100周年を記念する記念事業を実施することになった。

主催団体の日本点字制定100周年記念事業実行委員会は、日本盲人福祉委員会・日本盲人会連合・日本盲人社会福祉施設協議会・全国盲学校長会・日本点字委員会の5団体で組織し、事務局は埼玉県所沢市並木の国立身体障害者リハビリテーションセンター内の日本盲人福祉委員会に置かれている。実行委員会の委員長は、日本盲人福祉委員会の実本博次理事長である。主な記念事業は、次のとおりである。

### 1. 記念式典

日時 平成2年11月1日（木） 10時～12時

会場 全国社会福祉協議会ホール

（東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル）

内容(1) 式典——点字文化の向上に貢献した個人・団体への感謝状の贈呈と、点字を使用して自立更生し、他の模範となった視覚障害者の表彰を含む

(2) デモンストレーション——①全日本点字カナタイプ点字ワープロ競技大会点字部門優勝者による速読み・速書きの妙技披露、②同競技大会点字部門総合優勝によるパリ招待者の紹介、③毎日新聞社点字毎日主催・随想コンクール「点字……わが文字」入選者の表彰

(3) 記念講演——講師 日本点字図書館 本間一夫館長

### 2. 点字に関する展示会

期日 平成2年10月27日（土）～11月2日（金）

会場 東京都社会福祉総合センター「ふくしホール」

(東京都新宿区神楽河岸21-1)

内容 点字の歴史、点字器や点字出版用の機械器具等の変遷、点字出版物等の資料の展示、コンピュータを使用した最新の点字情報機器の展示と実演、など

### 3. 『点字小史』の発行

①点字小史、②点字出版・点字図書館の現状、③市民権を得た点字の姿、④点訳の新しいシステム等を内容とする小冊子を編集し、点字版・墨字版とも同時発行

### 4. 感謝状の贈呈と記念表彰

点字を通して、永年にわたり視覚障害者の文化の向上と福祉の増進に尽力し、顕著な功績のあった個人・団体・法人等で、次のいずれかの事項に該当する候補者を全国的に公募し、実行委員会において厳選し、実行委員会の名において顕彰する。

- (1) 点字出版（新聞・図書・雑誌・広報等）、点字図書館を永年にわたって継続し、顕著な業績をあげ、情報文化の向上発展に貢献したものの。
- (2) 点字に関係する機械器具等において、永年にわたり研究・開発・普及に貢献したものの。
- (3) 点字に関する研究・改良・普及・発展に貢献したものの。
- (4) 点訳奉仕を永年にわたり継続し、優秀な点字図書づくりに貢献したものの。または、点訳奉仕者の養成指導に貢献したものの。
- (5) 点字業務（点字図書の製版・校正・出版、点字機器の製作等）に永年にわたり貢献したものの。
- (6) 重複障害を克服し、点字によって自立更生をし、他の模範となったものの。

なお、実行委員会の直接の事業ではないが、郵政省の御厚意により、1990年11月1日には日本の点字制定100周年を記念して「記念切手」が発行される。また、日本盲人会連合・日本盲人職能開発センター・毎日新聞社点字毎日では「全日本点字カナタイプ点字ワープロ競技大会」を、毎日新聞社点字毎日では「随想コンクール」を、全国盲学校長会では「全国盲学生点字競技会」を、日本点字委員会では『日本点字表記法 1990年版』の発行をというように、実行委員会を構成する各団体ごとの記念事業もいろいろ計画されている。

## 第25回日本点字委員会総会報告

日本点字委員会は、1990年4月29日と30日の両日、大阪市北区の山西福祉記念会館において第25回総会を開催し、次の事項を協議した。出席委員は本間会長はじめ20名、事務局員5名、オブザーバーは13名であった。

### 1. 点字表記法の検討

日本点字委員会が現行の『改訂日本点字表記法』を発刊したのは1980年2月である。それから既に10年余の歳月が経過している。この間、点字を常用する視覚障害者や点訳奉仕者、あるいは視覚障害教育や点字図書出版関係者などから、この『改訂日本点字表記法』の解説が不十分な点等について多くの意見や要望が寄せられている。そうした状況を踏まえて、日本点字委員会では第20回総会以降、点字表記法をより系統的でより活用しやすい内容に整理し直すべく検討を重ねてきた。前回の第24回総会までの検討結果をまとめ、1989年9月には『日本の点字』（第15号）において『日本点字表記法 1990年版』（草案）の概要を公にするとともに、動詞「する」の切れ続きに関する提案を行った。

編集委員会では、この『日本点字表記法 1990年版』の概要と提案に寄せられた多くの意見等を踏まえて草案を修正し総会に提案した。第25回総会では、主に次の事項について協議した。①特殊音点字と外来語の表記、②自立語内部の切れ続きの原則、③動詞「する」の切れ続きの問題。そのほか、『日本点字表記法 1990年版』の編集等についても協議した。

### 2. 日本の点字制定100周年記念事業について

日本の点字制定100周年記念事業の詳細については、別掲の「日本点字制定100周年記念事業概要」のとおりであるが、このうち日本点字委員会が中心となって遂行している事業は『点字小史』の発行である。

なお、日本点字委員会が早くから提唱し、関係方面に働きかけていた記念切手の発行については、文部・厚生両省の申請に基づき郵政省において検討されていたが、記念事業実行委員会からの要請もあって、1990年11月1日に発行されることになった。

## 編 集 後 記

今年、日本の点字制定100周年ということで、全国各地で記念行事や記念事業が計画され実施されつつある。

我が日本点字委員会では、4年前の1986年から現行の『改訂日本点字表記法』の見直しに着手し、この11月1日には装いを新たに『日本点字表記法 1990年版——日本の点字制定 100周年記念——』として発刊すべく準備を進めているところである。編集作業も、印刷に当たっての最後の詰めの段階に至っている。

思えば長い4年間であった。100周年に向けての表記法の見直しは、「現行の表記法の不都合な点を正し、必要な点文字符号を追加する」という程度にとどめることを基本方針として検討を始めたのであるが、「表記法上の不都合な点」についての理解の仕方に委員の間で幅があって、協議の過程では、大改革にもなりかねない基本的な点字表記のあり方にまで論議が及んだ。

その一つは、補助用言や形式名詞の切れ続きと並んで、初心者の点字表記のワーストスリーに数えられているサ変動詞の切れ続きの問題である。「数学を□勉強する」と「数学の□勉強□する」とにみられる切れ続きの違いなどは、点訳奉仕者にもなかなか徹底しきれないという現実を踏まえて、いっそのこと「勉強する」も「運動する」も「する」の前を切ることにしてはどうかという提案がなされた。これに対しては、点訳奉仕者などから歓迎する声も多かったようであるが、現在定着している、あるいは定着しつつある表記をあえて変更するまでもないとする意見や、複合動詞として成熟している語はひと続きに書くべきであるとする強い反論もあって、今回の表記法の線でなんとか合意をみることができた。

また、複合動詞の切れ続きについては、例えば、同じ3拍の語でありながら「峠」や「岬」は前に続け、「盆地」や「平野」は前を区切って表記しているのが現状である。これは、漢字の字数によって書き分けているのであるが、そうした基準は点字の表記を決める上では不合理なことであるという理由から、今回「3拍以上の自立可能な意味の成分」同士は原則として区切って書き表すことにした。「自立可能」かどう

かの判断は、個人や施設によって異なる可能性が十分考えられるので、語例によっては表記に「揺れ」が起こりかねない。盲学校などの教育の現場では、教科書間で表記の違いが起これないような方策を早急に検討しなければならないであろう。

国語審議会の審議経過をみながら検討を続けてきた特殊音の表記については、国語審議会が中間報告を出したあとの第25回総会で集中的に協議した。国語審議会の外来語表記委員会では、外来語を表記する仮名として、外来語や外国の地名・人名を書き表すのに一般的に用いる特殊音の仮名を13種、外来語や外国の地名・人名を原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合に用いる仮名を20種選定し、そのほか「特別の音の書き表し方については、取り決めを行わず自由とする」としながら10種の仮名を例示している。これらの仮名に点字をどう対応させるかについて協議したのであるが、その主なものは「④の点系列、②⑥の点系列から外れる特殊音点字が多くなっていく傾向と関連して、厳しく制限を設けた上で、小文字符を用いた表記を正規の点字表記として採用すべき」とする意見と、「外来語の原音はそれほど忠実に守らなくてもよいことにし、特殊音点字の二マス表記の原則は崩すべきではない」とする意見とに大別された。細かい点では「⠠⠠ (フユ)・⠠⠠ (ヴユ) は触覚的に不愉快な字形」「フユ・ヴユはフに前置点をつける形で工夫できないか」「⠠⠠ (スイ) は②⑥の点前置の形にならないか」「留意事項に例示された10種には点字の字形を当てないほうがよい」などの意見が出された。しかし、一方では「フユ・ヴユ」の④⑥の点は「フ」の半分と考えればよくできているという積極的な賛成意見もあった。また、決めたからには日点委の使命として「フユ・ヴユ」を普及させ定着させることに努力すべきであるという意見もあった。

ともかく、いろいろと異論のあった中でまとめられた『1990年版』である。

この『日本の点字』第16号には、その『日本点字表記法 1990年版』の編集方針と見直しの概要を掲載したほか、点字が日本語に翻案されてからの100年の歩みを振り返って「点字が開いた社会参加への道」を永井昌彦委員に、点字にかかわる情報機器の現状と将来への展望を加藤俊和事務局員に執筆していただいた。表示こそしないものの内容的には「日本の点字制定100周年記念号」であると自負している。

(小林 一弘)

日本の点字 第16号

---

1990年10月1日 初版発行

1992年3月10日 2刷発行

発行 日本点字委員会

〒169 東京都新宿区高田馬場 1-23-4

日本点字図書館内

電話 (03) 3209-0241

印刷所 四葉印刷株式会社

〒130 東京都新宿区四谷 2-10

---